

## 「遺言」「法定相続」「遺産分割」との関係

故人が残した遺言の内容が、民法で定めた法定相続分と異なっていた場合、どのように扱われるでしょうか。

ずばり、遺言が、法定相続分より優先します。法定相続分とは、遺言がないときの補助的な基準であって、あくまでも故人の意思が尊重されなければならないからです。

ただ、一つの例外が遺留分です。これは、自分の相続分を侵害された相続人が、最低限の相続分として請求するものです。例えば、故人が「全財産を妻に相続させる。」といった旨の遺言をしていれば、子供の持分は0になってしまうからです。但し、その遺言の内容に子供が納得すれば遺言の内容どおりの相続となります。

### 法定相続の順位と相続分

法定相続人の順位は、法律で次のように定まっています。

#### **第1順位 死亡した人の子供**

但し、子供が先に死亡していればその子供の子供(すなわち孫)

#### **第2順位 死亡した人に子供がいない場合は、その父母**

但し、既に父母が死亡していても祖父母がいれば祖父母

#### **第3順位 死亡した人に第1順位と第2順位の相続人がいない場合は、その兄弟姉妹**

但し、その兄弟姉妹が先に死亡していれば、その子供(すなわち甥姪)

### **配偶者の相続権**

以上の第1～3順位の相続人がいなければ、当然全部相続することになります。たとえ第1～3順位の相続人がいても、次の割合で相続することになります。

つまり、高齢化社会に突入し、子供が父親の財産を相続する頃には、40～50歳の年齢に達しており、これに対して妻は一層の援助を必要とされる状態に置かれていることが少なくありません。母親の扶養や経済的援助を容易にするためにも、妻の地位を安定させる必要があったため、1981年に民法が改正され、妻の相続分が増加されました。

## 法定相続分

- |                |         |          |
|----------------|---------|----------|
| 1. 配偶者と子供      | 配偶者 1/2 | 子供 1/2   |
| 2. 配偶者と故人の親    | 配偶者 2/3 | 親 1/3    |
| 3. 配偶者と故人の兄弟姉妹 | 配偶者 3/4 | 兄弟姉妹 1/4 |

遺言があれば、その指定に従い、なければ法定相続分に従った割合で相続するのが原則です。

しかし、相続人全員の合意があれば、法定相続分に従う必要はなく、自由に遺産の分割ができます。これが「遺産分割協議」と言われるものです。しかし、相続人全員の意思の合意がなければ無効となるので要注意です。

但し、どうしても協議が調わなければ、家庭裁判所へ調停の申立をせざるをえなくなります。遺産分割協議がまとまれば、不動産はできるだけ早く実際の名義人と合致するよう相続登記を済ませておくことをおすすめします。

相続登記に期間の定めはなく、またしなくても違法ではありませんが、これを放置する不在地主や空家といった社会問題に発展する可能性があります。

## 遺産分割の仕方

### 1. 現物分割

遺産を現物のまま、各相続人に分ける方法です。

土地は、建物は、現金は、預金は、といったように具体的に分割する方法です。

### 2. 換価分割

遺産の全部または一部を売却し、その代金を各相続人で分配する方法です。

### 3. 代償分割

相続人のうちの1人が、遺産の全部または大部分を取得する代わりに、その相続分の超過分については、他の相続人に対して金銭などを与える方法です。与える物が、不動産であれば、譲渡所得税がかかることがあるので要注意です。

## 「特別受益証明書」は禁物

実際に特別の贈与を受けてもいないのに、死亡した人から生前に特別の贈与を受けたものとして「特別受益証明書」や「相続分なきことの証明書」を他の相続人から提出させ、相続人単独で相続登記を行うことが少なくありません。

しかし、この方法は後日紛争を招くことが少なくありませんので避けるのが賢明です。